

高等専門学校機関別認証評価実施大綱(案)及び高等専門学校評価基準(案)に対する各関係団体等からの主な意見について

- ◎は、高等専門学校機関別認証評価実施大綱(案)に対する各関係団体等からの意見
- は、大学機関別認証評価実施大綱(案)に対する各関係団体等からの意見
- は、短期大学機関別認証評価実施大綱(案)に対する各関係団体等からの意見

	実施大綱(案)に対する各団体等からの意見	対 応(案)	実施大綱(案)の変更箇所
V 評価の実施方法		字句の修正を行った。	<p>(2) 評価方法 評価は、各評価部会が、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める「評価実施手引書」に基づき、各高等専門学校が作成する自己評価書(高等専門学校の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。)、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析を行います。訪問調査は、別に定める「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。</p> <p>これらの調査、分析結果を基に、各評価部会が評価結果(原案)を作成します。評価結果(原案)は、評価委員会において審議し、評価結果(案)として取りまとめられます。</p> <p>(3) 意見の申立てと評価結果の確定 評価結果は、高等専門学校における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。</p> <p>このため、評価結果を確定する前に、評価結果(案)を対象高等専門学校に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行います。</p> <p>基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に審査会を設け、審議を行います。</p> <p>これらの意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において最終的な評価結果を確定します。</p>



	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	実施大綱（案）の変更箇所
VII 評価結果の公表	<p>○公立大学の場合、法人化された公立大学の「設置者」とは、「公立大学法人」そのものとなってしまふので、設立している当該地方公共団体にも評価報告書を提供して欲しい。 (全国公立短期大学協会)</p>	<p>対応案：原案どおりとする。 理由：国公私とも、対象高等専門学校及び設置者に提供することとしている。 以上のことから、原案どおりとする。</p>	
	<p>◎特に強い意見はありません。ただ、少し気に掛かることは、大学、短大、高専すべてに対して評価結果公表の際に各機関が提出した「自己評価書」を掲載するという改正に関するです。「透明性の高い開かれた評価を行なう」ということに目が向けられた結果と思いますが、別添で提出された根拠資料・データは省くということですから、自己評価書記述の根拠で第三者に分りにくい箇所が出ることは避けられません。自己評価書を公開するのであれば、別添で提出された根拠資料・データの中で特に評価結果に影響のあった箇所の資料・データは抜き出してでも一緒に公開するのが良いのではないのでしょうか。 (機構運営委員会委員)</p>	<p>対応案：原案どおりとする。 理由：自己評価書の公表の際には、自己評価で根拠として別添で提出された資料・データについては、資料・データ名の一覧を、併せて公表することとしております。 以上のことから、原案どおりとする。</p>	
	<p>●大学からの評価案への意見及び機構の対応については、「自己評価実施要項」の中の評価報告書イメージで評価報告書の一部として公表されることが間接的に示されているが、認証評価における評価プロセスの透明性を確保するため、「大学機関別認証評価実施大綱」において公表する旨明記願いたい。 (国立大学)</p> <p>●HPによる公開は文書などによる公開と比較し、不特定多数への公開のイメージが強くなり、情報管理が難しくなると考えられる。 したがって、何らかのアクセスの制限を設けるなどの措置が取られるのか。あるいは、HPへの公開を避ける項目等の希望を大学側から出すことが可能なのか。(国立大学)</p>	<p>対応案：原案どおりとする。 理由：意見の申立て及びその対応については、評価結果（案）に対する意見がある場合にのみ、評価報告書に掲載することとしており、基本的な方針を定める実施大綱にその旨を記載することにより、全ての評価対象大学の評価報告書に掲載されるとの誤解を与えるおそれがあることから、原案どおりとする。</p> <p>対応案：原案どおりとする。 理由：提出された自己評価書に不開示情報等公表に相応しくない箇所があるかどうかについては、対象大学に事前にご確認をいただき、公表に相応しくない箇所がある場合については、個別に協議させていただくこととしているため、原案どおりとする。</p>	

	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	実施大綱（案）の変更箇所
Ⅷ 情 報 公 開		Ⅶ（３）で公表するものについても、協議の対象とすることが適切であるため、該当部分については削除することとする。	<p>（２） 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。</p> <p>ただし、高等専門学校から提出され、機構が保有することとなった法人文書<del>（Ⅶ（３）で公表するものを除く。）</del>の公開に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該高等専門学校と協議します。</p>

高等専門学校機関別認証評価実施大綱（案）及び高等専門学校評価基準（案）に対する各関係団体等からの主な意見について

●は、大学評価基準（案）に対する各関係団体等からの意見  
○は、短期大学評価基準（案）に対する各関係団体等からの意見

	評価基準（案）に対する各団体等からの意見	対 応 （案）	高等専門学校評価基準（案）の変更箇所
基準 3		字句の修正を行った。	趣旨  この基準では、基準1で定められた高等専門学校の目的を達成する上で、教員の配置が、適切であるかどうかを評価します。 学校の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各学校には、高等専門学校設置基準に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編成編製の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の編成編制に反映させる体制が機能していることが求められます。
	● 3-2-②の表現をもう少し分かりやすく記述して欲しい。(国立大学)	対応案：観点の表現をより解りやすく修正した。	3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。を適切に実施するための体制が整備され、実際に評価が行われているか。

	評価基準（案）に対する各団体等からの意見	対 応 （案）	高等専門学校評価基準（案）の変更箇所
基準 4		入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の説明をより解りやすくした。	趣旨 （省略） このため、将来の学生を含め社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどを <u>その考え方をまとめた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として</u> を明確に定め、公表されていることが必要です。
基準 5		字句の修正を行った。	趣旨 （省略） なお、本基準には、 <u>準学士課程学科及び専攻科課程</u> で、その特性に応じて、それぞれ別の基準が定められています。
基準 6		6-1-④及び6-1-⑤の観点の表現の統一を図った。	6-1-④ <u>学生が行う学習達成度評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、学校の意図する教育の成果や効果が上がっているか。</u>  6-1-⑤ <u>卒業（修了）生や進路先などの関係者からの意見聴取の、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</u>
基準 7		7-1-⑤及び7-2-②の観点の表現の統一及び「～場合」を削除し、必修項目とした。	7-1-⑤ <u>特別な学習支援を行うことが必要かと考えられる者（例えば、留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）がいる場合には、への学習支援体制が整備され、機能しているか。が適切に行える状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。</u>  7-2-② <u>特別な支援を行うことが必要かと考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）がいる場合には、への生活面での支援等が適切に行われているか。行える状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。</u>

	評価基準（案）に対する各団体等からの意見	対 応 （案）	高等専門学校評価基準（案）の変更箇所
基準 8	○施設のバリアフリー化について、観点として明確にする必要がある。 (短期大学機関別認証評価委員会委員)	対応案：昨今、施設のバリアフリー化については種々問題となっており、平成15年4月のハートビル法の一部改正に伴い小・中学校が中心ではあるが、学校施設がバリアフリー化の努力義務の対象に位置付けられたこともあり、意見の趣旨を踏まえ、修正を施した。	8-1-① 学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館等、実験・実習工場さらには職業教育のための練習船等の設備等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、 <u>施設・設備のバリアフリー化がなされているか。</u>
基準 9		観点の内容がより解りやすくなるよう修正した。	9-1-④ 各種の評価（例えば、自己点検・評価、教員の教育活動に関する評価、学生による達成度評価等が考えられる。）の結果が <u>フィードバックされ、を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備されるための取組が行われ、教育課程の見直し等の</u> <del>など</del> <u>具体的なかつ継続的な方策が講じられているか。</u>
基準 11		校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているかどうかを観点の視点としており、そのことをより明確にするために修正した。  管理運営の基準であるため、管理運営の改善への取組について評価することをより明確にするために修正した。	11-1-① 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、 <u>校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。</u>  11-3-② 評価結果がフィードバックされ、 <u>高等専門学校の目的の達成のため管理運営の改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営するための取組が行われているか。</u>
選択的評価基準 教サ		観点の内容がより解りやすくなるよう修正した。	1-② サービス享受者数やその満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。また、改善のための <u>システムがあり、機能も取組が行われているか。</u>